

募集要領

| | |
|------|--|
| 募集内容 | 生涯現役社会の実現に向けて、シニアの就労・雇用を促進するために、「生涯現役促進地域連携事業」として実施するセミナーや相談窓口など、様々な場面で活躍するマスコットキャラクターの愛称（名前）を募集 |
| 応募資格 | 小田原市に在住・在勤・在学の方 |
| 応募期間 | 平成 30 年 8 月 6 日（月）～ 平成 30 年 12 月 28 日（金） |
| 賞・副賞 | 最優秀賞：1 点 副賞：耕作放棄されたミカン畑の復活にシニアが取り組む「みかん農園プロジェクト」から生まれた「摘果みかんを使用したドレッシング」や柑橘類等 |
| 応募方法 | 郵送、持参または E メールで応募してください。 応募用紙は受付窓口に設置する他、市ホームページからダウンロードできます。 ※市ホームページ http://www.city.odawara.kanagawa.jp/secondlife/p25500.html 【受付窓口】①小田原市生涯現役推進協議会事務局（小田原市役所企画政策課内） 祝日を除く月曜日～金曜日の 8：30～17：15 ②セカンドライフ応援窓口（小田原市役所 2 階市民ロビー） 祝日を除く月曜日・水曜日の 10：00～16：00 【郵送先】 250-8555 小田原市荻窪 300 番地（小田原市役所企画政策課内） 小田原市生涯現役推進協議会事務局 宛 【Eメール】 geneki@city.odawara.kanagawa.jp |
| 選考方法 | 小田原市生涯現役推進協議会が厳正に選考し、平成 31 年 2 月頃、市ホームページに掲載するほか受賞者にご連絡します。 ※受賞者の氏名、応募区分（市内在住、在勤、在学など）、年齢を市ホームページ等で公表させていただきます。 |
| 応募規定 | (1) 一人何点でも応募できますが、応募用紙 1 枚につき 1 点の応募とします。 (2) 応募にあたり要する費用は応募者の負担とします。 (3) 他の商標等と類似していないもので、自作の未発表のものに限ります。採用作品が他の著作権を侵害することや、著しく類似した作品が発表されていることが判明した場合、審査結果発表後であっても採用を取り消す場合があります。 (4) 採用作品の著作権、二次使用权、商品化権、その他一切の権利は小田原市生涯現役推進協議会に帰属するものとします。 (5) 公序良俗その他法令の定め反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは審査の対象外です。 |

【個人情報の取扱について】

応募に伴う個人情報は、小田原市個人情報保護条例に従い適性に管理し、本募集に関する目的以外に使用しません。

【応募先・問い合わせ先】

小田原市生涯現役推進協議会事務局
〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地（小田原市役所企画政策課内）
電話 0465-33-1379 Email geneki@city.odawara.kanagawa.jp